

委 託 契 約 書

印 紙 貼 付

委 託 名 新都市計画マスタープラン策定業務委託

委 託 場 所 市 原 市 全 域

委 託 料 _____ 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

_____ 円

履 行 期 限 平成30年 3月26日

契約保証金 市原市契約規則第26条第 号の規定により免除

上記の委託について発注者市原市と受注者 _____ とは、次の条項によって委託契約を締結し信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

千葉県市原市国分寺台中央一丁目1番地1

市原市

発注者 市原市長 小 出 讓 治 ⑩

受注者 ⑩

(総則)

第1条 受注者は別冊の設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ)に基づき頭書の委託料をもって頭書の履行期限までに頭書の委託業務(以下「業務」という。)を完了しなければならない。

2 前項の図面及び仕様書に明示されない事項及び疑義を生じた場合には発注者と受注者とが協議して定めるものとする。ただし軽微なものについては、発注者又は監督員の指示に従うものとする。

(業務工程表)

第2条 受注者は設計図書に基づき業務工程表を作成しこの契約締結の日から5日以内に発注者に提出しなければならない。

2 発注者は前項の業務工程表の提出を受けたときは、直ちにこれを審査し、不相当と認めるときは、その事由を明示し、期日を指定して再提出を求め、相当と認めるときは承認を与えなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者はこの契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第4条 受注者は、業務の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 発注者は受注者に対して、下請負人が当該業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、その変更を求めることができる。

(監督員)

第5条 発注者は、必要と認めるときは、受注者の業務について監督及び指示する監督員を定めることができる。

2 前項の監督員はこの契約書又は図面及び仕様書に定められた事項の範囲内において監督し又は第1条第2項に定められた事項について指示する。

(主任技術者)

第6条 受注者は業務全般の管理をつかさどる主任技術者を定め発注者に通知しなければならない。

2 主任技術者は発注者又は監督員の監督又は指示に従い、又要求があったときは当該業務地域の細部業務計画及び業務実施状況等の報告をしなければならない。

(業務内容の変更等)

第7条 発注者は、必要がある場合には、業務内容を変更し、又は業務の施行を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において履行期限又は委託料を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して、書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

(受注者の請求による履行期限の延長)

第8条 受注者は、業務に支障を及ぼす天候不良等、受注者の責めに帰することができない事由、その他正当な事由により履行期限までに業務が完了することができないときは、発注者に対して延滞なくその事由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただしその延長日数は発注者と受注者とが協議して定める。

(検査及び引渡し)

第9条 受注者は業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して成果品に業務完了報告書を添えて提出しなければならない。

2 発注者は前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に検査を行い、検査終了後すみやかにその結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は検査の結果不合格となったものがあるときは、すみやかに当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合発注者は再納入された日から10日以内に検査を行い、すみやかにその結果を受注者に通知するものとする。

(委託料の支払)

第10条 受注者は、第9条第2項及び第3項の規定による検査及び再検査の合格通知を受けたときは、所定の手続きに従って委託料の支払いを発注者に請求する。

2 発注者は前項の請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を受注者に支払わなければならない。

3 発注者は前項の期間内に委託料を支払わないときは、受注者に対し委託料に、遅延日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率(以下「支払遅延防止法の遅延利息の率」という。)で計算した額を遅延利息として支払うものとする。

(前金払)

第11条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と頭書の履行期限を保証期限とし、同条第5項に規定する前払金の保証に関する契約(以下「前払金の保証契約」という。)を締結したときは、その保証書(以下「証書」という。)を発注者に寄託して、その証書記載の保証金額の範囲内において委託料の10分の3以内の前払金を請求すること

ができる。

2 前項の前払金の支払いの時期は、前項の規定により受注者が請求した日から14日以内とする。

(前払金の変更)

第12条 委託内容の変更その他の理由により著しく委託料を増額した場合において、前払金の保証契約の保証金額を増額したときは、受注者は、その証書を発注者に寄託して前条第1項の規定に準じてその増額後の委託料の10分の3の額から受領済みの前払金を差し引いた額以内の前払金を請求することができる。この場合において、前条第2項の規定を準用する。

2 委託内容の変更その他の理由により委託料を減額した場合において、前払金額が減額後の委託料の10分の3を超えるときは、その減額のあった日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

3 発注者は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、前項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(前払金の使用等)

第13条 受注者は、前払金を頭書の業務の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費および保証料に相当する額として必要な経費と発注者が認めた経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分払)

第14条 受注者は、業務の完成前に業務の完了部分に対する部分払を請求することができる。

2 受注者は前項に定める部分払金の請求は、業務中 回をこえることはできない。

3 前払金の支払いを受けている場合においては、第1項の規定により請求することのできる額は次の式により算定するものとする。

請求額＝委託料相当額×

$$\left(\frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{委託料}} \right) - \text{部分払済額}$$

(瑕疵担保)

第15条 受注者は、発注者がこの設計図書に基づいて当該工事を施行し、請負者から工事目的物の引き渡しを受けたのち5年以内に事故が発生し、この事故が設計にかかわる瑕疵と明らかに認められたときは、発注者の受けた損害を賠償しなければならない。賠償額については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(履行遅滞の場合における損害金)

第16条 受注者の責めに帰する事由により、履行期限までに業務を完了することができない場合において、履行期限後に完成する見込みがあると認めるときは、発注者は、損害金を付して履行期限を延長することができる。

2 前項の違約金の額は、遅延日数に応じて、委託料に対して（既に引き渡した部分がある場合には、当該部分に対する委託料相当額を控除した額）、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で算定した額とする。

(発注者の解除権)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者の責めに帰すべき事由により期限内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由なしにこの契約締結後10日以内に業務に着手しないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき

(4) 第18条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時コンサルタント業務等の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定によりこの契約を解除した場合においては、受注者は委託料の10分の1相当する額を違約金として発注者の指定する期限内に発注者に納付しなければならない。
- 3 第1項第1号から第4号までの規定により、この契約が解除された場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（受注者の解除権）

第18条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第7条第1項の規定により業務内容を変更したため、業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第7条第1項の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除の効果）

第19条 発注者はこの契約が解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引き渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

- 2 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。但し、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め受注者に通知する。

（解除に伴う措置）

第20条 この契約が解除された場合において、第11条の規定による前払金があったときは、受注者は、第17条の規定による解除にあつては、当該前払金の額に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の利息を付した額を、第18条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、既履行部分の引渡しが行われる場合において、第11条の規定による前払金があったときは、発注者は当該前払金の額を既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第17条の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の利息を付した額を、第18条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

（談合その他の不正行為に係る発注者の解除権）

第21条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があつたとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2に規定する排除措置命令を行い当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があつたとして独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）に規定する課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があつたにもかかわらず、独占禁止法第7条の2第10項の規定により（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。

（談合その他の不正行為に係る違約金等）

第22条 受注者は、この契約に関して前条各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否か

を問わず、発注者の請求に基づき、委託料（この契約締結後、委託料の変更があった場合には、変更後の委託料。次項において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 受注者は、この契約に関して次の各号に該当するときは、発注者の請求に基づき、前項に規定する委託料10分の1に相当する額のほか、委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 前条第1号に規定する排除措置命令若しくは同条第2号に規定する課徴金納付命令又は同条第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (2) 前条第2号規定する確定した課徴金納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の摘要があるとき。
- 3 前2項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、超過分について違約金を請求することを妨げるものではない。
- 5 受注者が第1項及び第2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- 6 前条の規定により、この契約が解除された場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているとき、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項及び第2項の違約金に充当することができる。

(賠償金等の徴収)

第23条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(秘密の保持)

第24条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第25条 受注者は、業務の処理に当たっては、市原市個人情報保護条例（平成10年市原市条例第2号）の本旨に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(業務の調査等)

第26条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(業務妨害又は不当要求に対する措置)

第27条 受注者は、業務の履行に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定するものをいう。）から業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- 2 発注者は、受注者が前項に違反した場合は、市原市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和62年12月4日施行）の定めるところにより、指名停止の措置を行う。

(継続事業に関する契約の特則)

第28条 会計年度が2か年以上にわたる事業（以下「継続事業」という。）の契約において、各会計年度における委託料の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

平成28年度	円
平成29年度	円

- 2 支払限度額に対する各会計年度出来高予定額は、次のとおりとする。

平成28年度	円
平成29年度	円

- 3 発注者は、予算の都合による等必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更すること

ができる。

第29条 継続事業に基づく契約の前払金については、第11条中「頭書の履行期限」とあるのは、「頭書の履行期限（最終の会計年度以外の会計年度にあつては各会計年度末）」と、第11条及び第12条中「委託料」とあるのは、「当該会計年度の出来高予定額」と読み替えてこれらの規定を準用する。

2 受注者は、発注者がこの契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）について前払金の支払いを行わない旨を定めた場合には、前項の規定による読み替え後の第11条第1項の規定にかかわらず、契約年度について前払金の支払いを請求することができない。

3 会計年度末における第14条第3項の委託料相当額（以下「委託料相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合には、第1項の規定による読み替え後の第11条第1項の規定にかかわらず、受注者は、委託料相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで、当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。

4 前会計年度末における委託料相当額が、前会計年度までの出来高予定額に達しない場合には、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。

第30条 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第14条第3項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{委託料相当額} \times 9 / 10 -$$

（前会計年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金額）－（委託料相当額－前年度までの出来高予定額）×当該会計年度前払金額／当該会計年度出来高予定額

2 各会計年度において、部分払を請求できる回数は次のとおりとする。

年度	回
年度	回
年度	回

（契約外の事項）

第31条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じ発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。